山形県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程

【本規程の主旨】

少人数の運動部において単独校によるチーム編成が不可能な場合の大会出場の機会を保障するための救済措置を目的とし、強化目的のチーム編成を認めるものでない。各学校で選手確保や学校規模に応じた部活動の精選への努力が大前提である。合同チームを編成しようとする各学校長の責任のもとで実施する。

※ 地域クラブ活動の参加資格緩和に伴い、以下「部員」を「学校としての参加資格該当者」と捉える。

1.　複数校合同チーム基本条件

~~新人~~大会参加申し込み時点で、部員数（出場可能生徒数）が正規試合人数を満たさない学校を含む複数校による合同チームであること。

(1)各学校において、学校教育計画に基づき顧問教員の配置のもと日常的に活動している部であること。
(2)各学校において、校長が合同チームの編成を認めている部であること。
(3)各学校は同一地区中学校体育連盟内にあること。
(4)次の競技について、学校の部員数(出場可能生徒数)が以下の正規試合人数を満たしていないこと。
　バスケットボール競技［５人］　サッカー競技［１１人］　ハンドボール競技［７人］
　バレーボール競技［６人］　軟式野球競技［９人］　ソフトボール競技［９人］　　以上６競技
(5)各校の顧問、各校長が検討の上、部員や保護者全員が了承していること。
(6)地区中学校体育連盟が趣旨に照らして審査し適正と認めていること。
(7)県中学校体育連盟専門部が確認していること。
(8)地区予選で県大会出場資格を得たチームであること。

2.　複数校合同チーム編成上の留意点

(1)正規試合人数を満たしていない学校同士で組むことが前提である。
(2)大会参加申込受付後の転入生は部員数(出場可能生徒数)に含まない。
(3)合同チームの編成は、距離や人数、日常の練習状況等から、各学校事情に応じて行う。
(4)必要に応じて随時、県専門委員長及び県中学校体育連盟事務局へ相談する。

3.　複数校合同チーム編成上の特例

下記に適応する場合は、「1. 複数校合同チー基本条件(4)」「2.複数校合同チーム編成上の留意点(1)」を満たしていない場合も特例として大会参加を認める。(地区予選を含む)

(1)山形県中学校新人体育大会(10 月)に参加した合同チームが、翌年度の山形県中学校総合体育大会(7 月)にも同編成の合同チームで~~の~~参加を希望する場合
(2)当該教育委員会において、正式に当該校の統廃合が決定している場合
(3)設置者である自治体の施策として合同部活動が行われている場合
　※　この場合、自治体による施策であることを確認するために、当該設置者による「合同部活動によるチーム編成報告書」を提出すること。

4.　複数校合同チーム細則

(1)全ての学校名(略称可　※ただし、編成する学校が確認できる範囲)を連記したチーム名称を使用する。
(2)引率者及び監督は、編成している全ての学校の校長、教員、部活動指導員とする。
　※ 当該校の中から代表者を選出し、監督として申込をすること。ただし、部活動指導員は代表引率・監督になることはできない。
　※ 代表者以外の当該校の校長・教員・部活動指導員についてもベンチ入りを認める。(県独自)
(3)表彰は申請されたチーム名称で行う。また、全ての学校に賞状を授与する。

5.　申請手続き　※ 詳細は合同チーム編成チャート参照

合同チーム手続き（県中体連事務局へ報告含む）は、各地区大会の参加申込前までに完了すること。

6.　その他

(1)合同チーム参加に関わる細則は、必要に応じて当該専門部で定める。
(2)合同チームとして参加する当該校は、専門部の定める細則に従わなければならない。

付記　本規程は、平成２０年４月１日より施行し、令和６年１２月４日より改正する